

生駒市規則第5号

初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月18日

生駒市長 小 紫 雅 史

初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和41年11月生駒市規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第3第2項第1号ア中「卒業」の次に「又は専門職大学の修業年限3年の前期課程の修了」を加え、同項第2号ア中「卒業」の次に「又は専門職大学の修業年限2年の前期課程の修了」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。